

## 未成年者の飲酒防止に関する緊急決議

本県の青少年の不良行為による補導人員は、昨年3万8,000人と過去最多となり、特に飲酒による補導人員は、人口比で全国平均の約10倍という高い水準にある。本市においても中高生等が集団飲酒で補導されるなど、未成年者の飲酒問題は極めて憂慮すべき状況にある。

未成年者の飲酒は、身体へ悪影響を及ぼすだけでなく、急性アルコール中毒による生命への危険性や、事件事故の当事者となり得るなど、未成年者自身のみならず、地域社会への影響も計り知れないものがある。

子どもは大人の後ろ姿を見て育つと言われており、未成年者の飲酒を防止するためには、まず大人が襟を正し範を示すことが求められている。

未成年者の飲酒防止を推進するためには、家庭、学校及び地域はもちろんのこと、酒類を販売・提供する業界とも連携し、実効性のある取り組みを図ることが求められている。家庭では、未成年者の夜間の外出を抑制する等、基本的な生活習慣の確立に努め、学校では未成年者の飲酒が心身に及ぼす影響を学習させるとともに、学校のきまりや社会のルールを守ることの大切さを指導し、地域の子どもは地域で育てるとの認識のもと、未成年者の健全育成に努めることが必要である。また、酒類を販売・提供する業者は、販売時の年齢確認を徹底し、未成年者には酒類を販売・提供しないよう努めることが必要である。

よって、本市議会は、憂慮すべき状況にある未成年者の飲酒問題に対し、危機感を持って臨み、関係機関・団体との連携強化等により、未成年者の飲酒を防止する社会づくりに率先して取り組む。

以上、決議する。

平成19年（2007年）12月25日

那覇市議会